

平成 28 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 29 年 6 月

『平成 28 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告』のポイント

○ 政策評価法第 19 条^(注)に基づき、毎年、国会に報告（今年で 15 回目）

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）抄
(国会への報告)

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 28 年度の政策評価実施件数は、2,130 件（平成 27 年度実績：2,657 件）

○ 事前評価：858 件

- ・ 公共事業：397 件
- ・ 租税特別措置等：151 件
- ・ 規制：128 件 等

○ 事後評価：1,272 件

- ・ 目標管理型の政策評価^(注)：250 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価：590 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価：375 件 等

(注) 「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：201 件
- ・ 施策の改善・見直しを実施：45 件 等

イ 予算概算要求への反映状況

- ・ 予算概算要求への反映：199 件

ウ 事前分析表への反映状況

- ・ 達成すべき目標を変更：6 件
- ・ 測定指標を変更：104 件
- ・ 達成手段を変更：18 件 等

○ 未着手・未了の事業の事後評価

- ・ これまでの取組を引き続き推進：568 件
- ・ 事業の改善・見直しを実施：20 件
- ・ 事業の休止又は中止：2 件

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

- 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）
「グローバル人材育成の推進」、「クールジャパンの推進」及び「農林漁業の6次産業化の推進」について実施（評価を実施中）
- 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）
 - ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検
11行政機関の事前評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係るもの71件について重点的に点検を実施。このうち、全ての点検項目において分析・説明の内容が一定水準に達しているものはなかったが、点検の過程で示された各行政機関の補足説明により、一定水準に達した点検項目数は改善しており、政策評価の質が改善
 - ・ 公共事業に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、2行政機関の5事業区分37件（事前評価・再評価18件、完了後の事後評価19件）。事前評価・再評価18件のうち8件について個別の評価に係る指摘を行った。また、事業区分等に共通する延べ11件の指摘を行った。指摘に対し、各行政機関が評価のやり直し等を実施中

4 平成28年度における政策評価の取組（トピック）

- 政策評価の改善方策についての検討状況
平成29年3月、政策評価審議会において、以下の政策評価の改善方策を取りまとめ
 - ・ 目標管理型の政策評価
【改善方策】
 - ① 目標に対して因果関係が明確な測定指標の設定
 - ② 目標のブレイクダウン
 - ③ 主要な測定指標の明示
 - ④ アウトプット指標に加え、アウトカム指標を併せて設定⇒ 施策の達成状況を適切に示す測定指標が設定され、適切な評価と的確な政策判断を行うことが可能
 - ・ 規制に係る政策評価
【改善方策】
 - ① 検討から見直しまで（規制のライフサイクル）の評価の活用方法の提示
 - ② 基本的評価手法の提示
 - ③ 簡素化した評価手法の導入
 - ④ 事後検証（レビュー）の実施 など⇒ 評価の質の向上、意思決定に活用されるメリハリのある評価の実現
 - ・ 公共事業に係る政策評価（平成28年度中間取りまとめ）
【改善方策】
 - ① 事業効果を把握する手法やデータの妥当性・客観性の確保
 - ② 今後の事業や評価に向けたフィードバックの促進 など→ 29年度は、フィードバックに関する具体的な改善方策等を検討
⇒ 政策評価によるPDCAの徹底

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 28 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 15 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 平成 28 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 28 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 28 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7
II 平成 28 年度における政策評価の取組（トピック）	
1 目標管理型の政策評価の改善方策について-----	11
2 規制に係る政策評価の改善方策について-----	12
3 公共事業に係る政策評価の改善方策について-----	14
III 政策評価等に関する計画、平成 28 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕	
1 各行政機関が行う政策評価-----	15
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	50

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 28 年度に評価書が公表されたものである。

なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成 29 年度予算の成立(平成 29 年 3 月 27 日)に伴い同年 4 月までに公表されたものを含み、27 年度報告に含まれたものを除いている。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319_028.html) に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

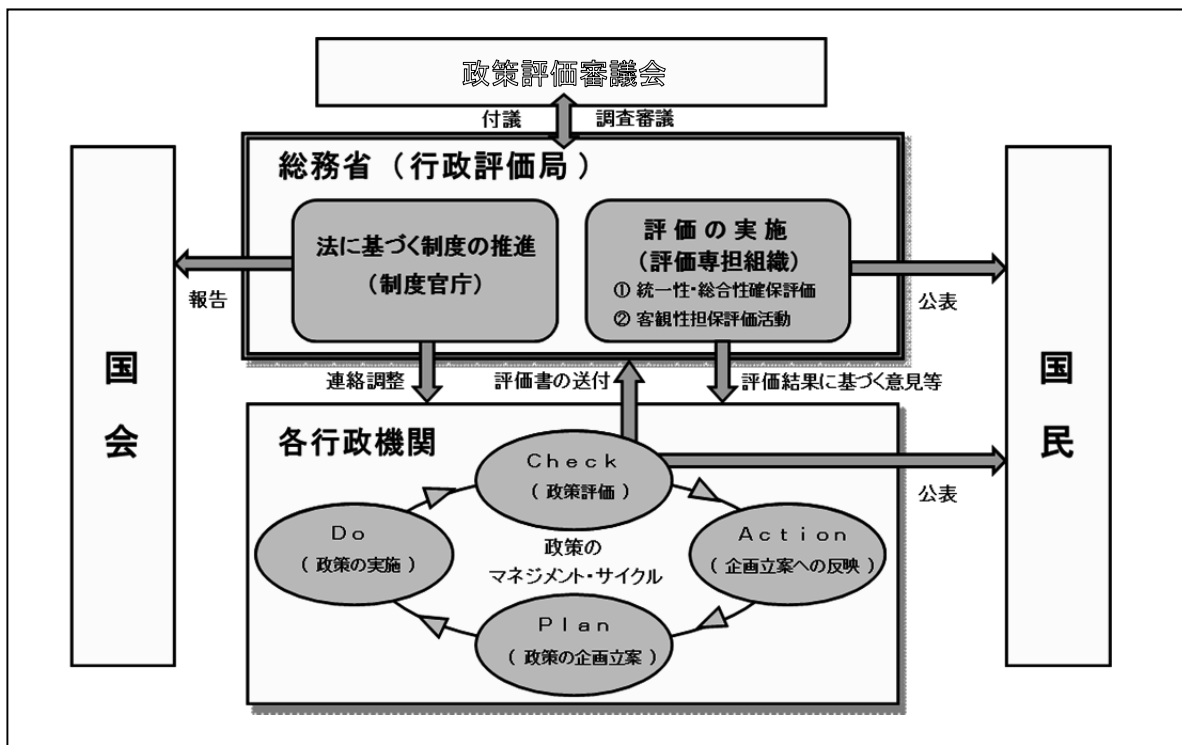
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記Ⅰ 図4（8ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（1）-ア（15 ページ以下）参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ（16 ページ以下）参照】

(ウ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(イ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（3）（25 ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2-（1）（50 ページ）参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は 2 以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2-(2)-ア (51 ページ以下) 参照】

(4) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2-(2)-イ (55 ページ以下) 参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

政策評価に関する基本的事項、各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項等について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価審議会が設置されている。

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度の法施行から 28 年度までの 15 年間で延べ 76,792 件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類

によって5年又は10年)以上が経過しているものについての評価)の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成21年度以降は、国土交通省における再評価の時期が到来したものが少なかったほか、公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少していること等から、約2,100~2,900件程度で推移しており、28年度は2,130件となっている。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成14年度以降28年度までに、25テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

(1) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成16年度から、従来の評価の実施形式の点検(要件審査)に加え、内容に係る点検(内容点検)に着手し、28年度までに計1,760件の政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している(22年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理)。

表1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況(法施行後の推移)

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位:件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価で勧告等を行ったもの (() 内は評価実施テーマ数で、複数年度にまたがる評価があり、翌年度以降に勧告したものを含む。)	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 (() 内は課題等を指摘した件数)
平成14	10,930	2 (9)	要件審査結果公表
15	11,177	4 (7)	要件審査結果公表
16	9,428	5 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11件)
17	9,796	1 (7)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23件)
18	3,940	1 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25件)
19	3,709	2 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47件)
20	7,088	2 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50件)
21	2,645	2 (4)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39件)
22	2,922	1 (3)	点検結果公表 (租特:219件、規制:82件)

23	2,748	1 (3)	点検結果公表 (租特：165件、規制：85件、公共事業(22年度分)：52件、公共事業(23年度分)：11件)
24	2,631	1 (3)	点検結果公表 (租特：163件、規制：35件、公共事業：13件)
25	2,559	1 (3)	点検結果公表 (租特：221件、規制：54件、公共事業：11件)
26	2,432	1 (2)	点検結果公表 (租特：133件、規制：66件、公共事業(25年度分)：3件、公共事業(26年度分)：18件)
27	2,657	1 (2)	点検結果公表 (租特：93件、規制：54件、公共事業：8件)
28	2,130	0 (3)	点検結果公表 (租特：71件、公共事業：8件)
計	76,792	25	(計 1,760件)

- (注) 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名及び政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の公表状況については、図4(8ページ以下)参照
2 課題等を指摘した件数には、補足説明の結果、課題等が解消した評価を含む。

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

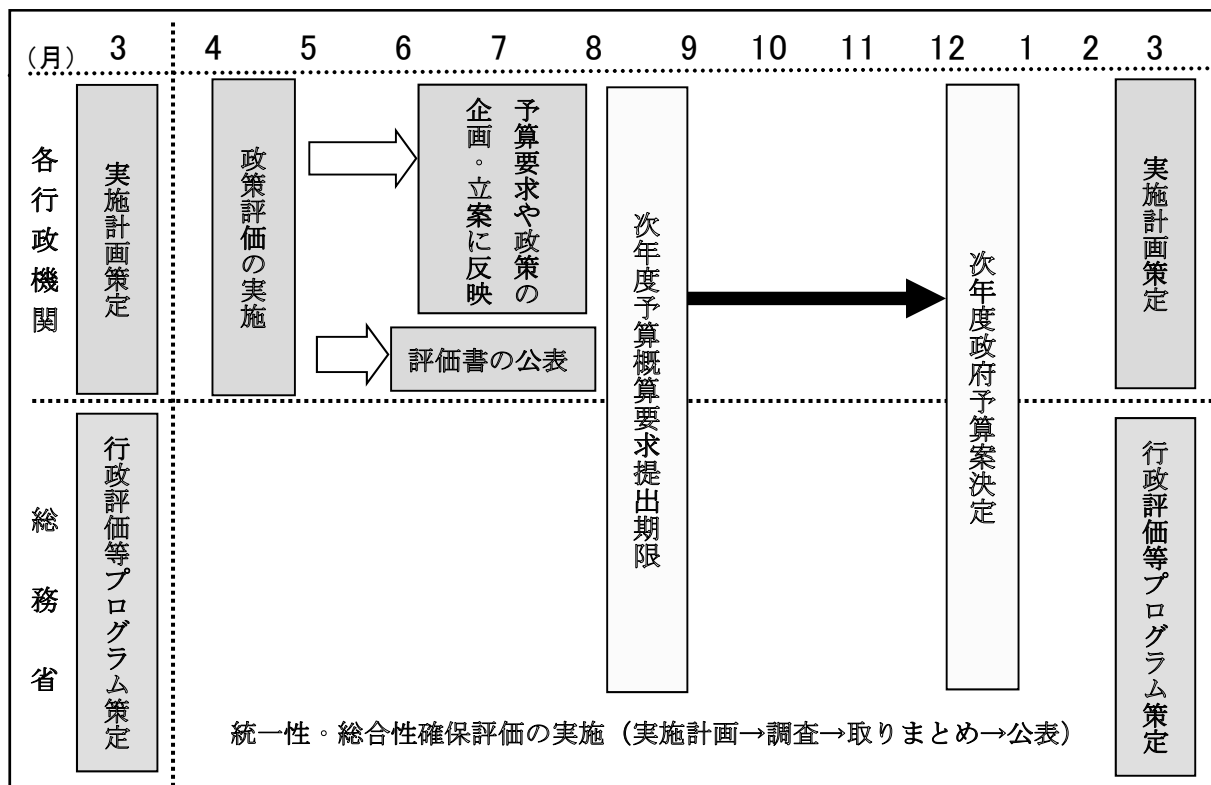
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (50 ページ) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

【後記Ⅲ-1-(2)-ア-表4(21ページ)参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

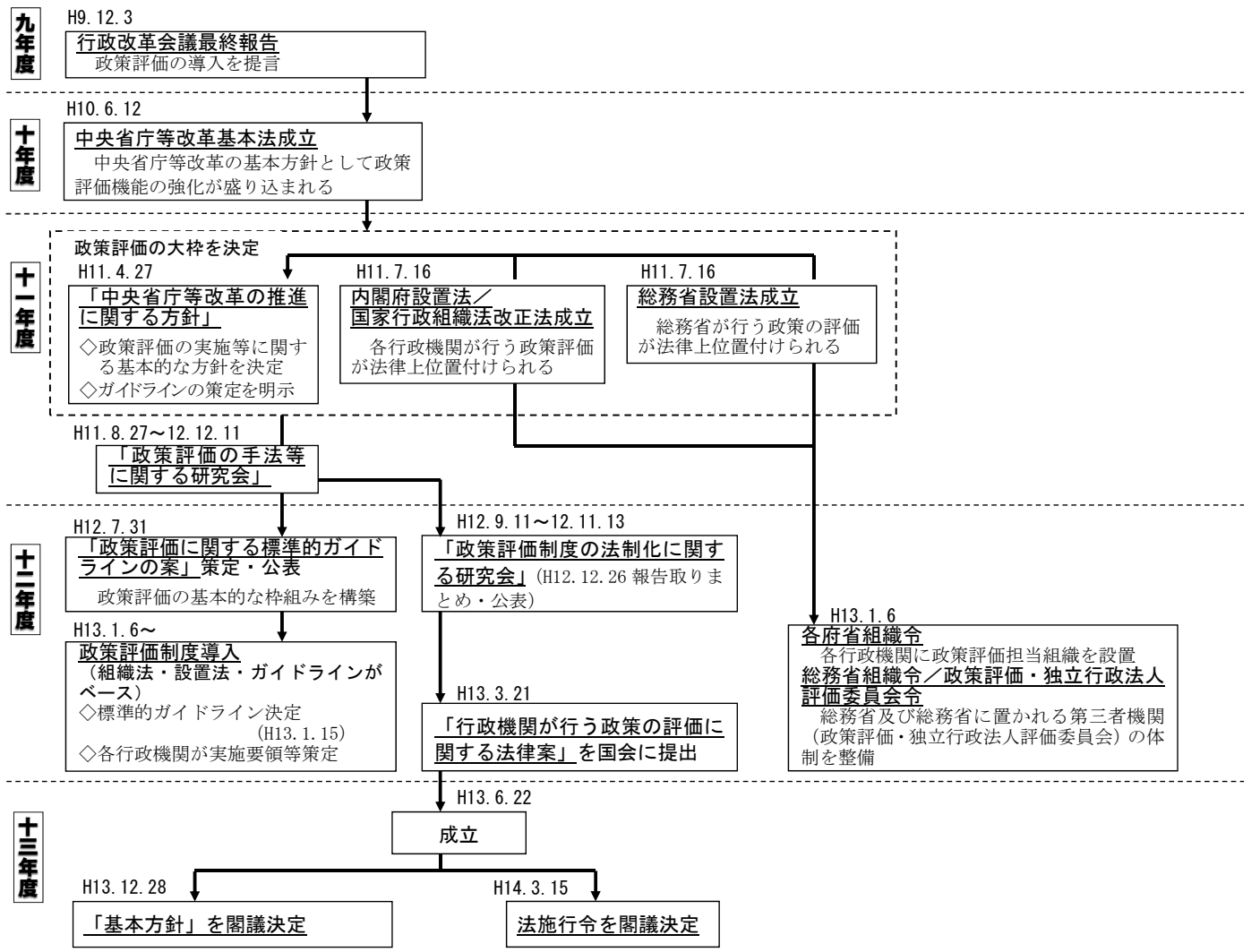
	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事業等の採否、選 択等に資する見 地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続的 に実績測定、 目標期間終了 時に達成度を 評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについ て評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1-(2)-イ(23ページ以下)参照】

図4 政策評価制度に関する主な経緯



H14. 4 法の施行				
十四年度	<p>制度の展開等</p> <p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>10,930件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>個別テーマの勧告等</p> <p>地域輸入促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知) 容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>要件審査</p> <p>【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検</p>	
	十五年度	<p>11,177件</p>	<p>リゾート地域の開発・整備に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 障害者の就業等に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(H15. 6. 6 意見通知) 特別会計制度の活用状況に関する政策評価(H15. 10. 24 意見通知)</p>	<p>内容点検</p> <p>【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検</p> <p>内容の点検の取組方針の検討・公表</p>
		十六年度	<p>H16. 10. 1 規制影響分析の試行的実施(～19. 9. 30)</p> <p>9,428件</p>	<p>経済協力(政府開発援助)に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 検査検定制度に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 少子化対策に関する政策評価(H16. 7. 20 意見通知) 湖沼の水環境の保全に関する政策評価(H16. 8. 3 意見通知) 留学生の受入れ推進施策に関する政策評価(H17. 1. 11 意見通知)</p>

評価法施行後3年経過

十七年度

制度の展開等

H17.12.16

- ◇基本方針の改定
(閣議決定)
- ◇政策評価の実施に関するガイドライン策定

各行政機関が行う政策評価

9,796件

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策を評価

大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価
(H18.3.31意見通知)

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動

【4年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
初めて府省別に整理・分析し、課題を提示

認定関連活動報告
23件
(公共事業・一般分野の政策)

十八年度

H19.3.30

- ◇法施行令の一部改正
- ◇基本方針の一部変更
→事前評価の義務付け対象に規制を追加

3,940件

少年の非行対策に関する政策評価
(H19.1.30意見通知)

【5年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
府省ごとの課題の改善状況を確認

認定関連活動報告
25件
(公共事業・一般分野の政策)

十九年度

H19.8.24

- ◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定
- ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定

H19.10.1

規制の事前評価の義務付け開始

H19.11.12

平成19年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

3,709件

リサイクル対策に関する政策評価
(H19.8.10意見通知)

PFI事業に関する政策評価
(H20.1.11勧告)

【6年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
規制の事前評価について新たに点検

認定関連活動報告
47件
(公共事業・一般分野の政策)

二十年度

H20.11.26

- 平成19年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表
- 平成20年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

7,088件

自然再生の推進に関する政策評価
(H20.4.22勧告)

外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価
(H21.3.3勧告)

【7年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
点検項目の重点化

認定関連活動報告
5件
(公共事業：平成19年度継続)
45件
(公共事業・一般分野の政策)

二十一年度

H21.12.16

平成20年度重要政策の評価の結果等について公表

H22.1.12

行政評価機能の抜本的強化ビジョン

2,645件

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21.5.26勧告)

世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
(H21.6.26勧告)

【8年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
規制の事前評価の審査
総括的審査
規制の事前評価について個別に点検

認定関連活動報告
4件
(公共事業：平成20年度継続)
35件
(公共事業・一般分野の政策)

二十二年度

H22.5.25

◇基本方針の一部変更

H22.5.28

- ◇法施行令の一部改正
- ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定
- ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定

租税特別措置等の政策評価の義務付け開始

2,922件

バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23.2.15勧告)

点検
※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理

【9年目】
成果重視事業評価審査
租税特別措置等評価の点検 219件
規制の事前評価の点検 82件

- ・租税特別措置等評価について初めて点検
- ・公共事業に係る政策評価の平成22年度点検分について、平成23年3月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで、継続して点検

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十三年度</p>	<p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748 件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10年目】 租税特別措置等評価の点検 165 件 規制の事前評価の点検 85 件 公共事業に係る政策評価の点検 (22 年度点検分) 52 件 公共事業に係る政策評価の点検 (23 年度点検分) 11 件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十四年度</p>	<p>H24. 4～</p> <p>◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入</p>	<p>2,631 件</p>	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)</p>	<p>【11年目】 租税特別措置等評価の点検 163 件 規制の事前評価の点検 35 件 公共事業に係る政策評価の点検 13 件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十五年</p>	<p>H25. 4. 26</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正</p> <p>H25. 8. 5</p> <p>◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>H25. 12. 20</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p>	<p>2,559 件</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)</p>	<p>【12年目】 租税特別措置等評価の点検 221 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 11 件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十六年</p>	<p>H26. 4～</p> <p>◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入</p>	<p>2,432 件</p>	<p>消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)</p>	<p>【13年目】 租税特別措置等評価の点検 133 件 規制の事前評価の点検 66 件 公共事業に係る政策評価の点検 (25 年度点検分) 3 件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十七年</p>	<p>H27. 4. 1</p> <p>◇「政策評価審議会」の発足 → 政策評価・独立行政法人評価委員会を改組</p>	<p>2,657 件</p>	<p>食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)</p>	<p>公共事業に係る政策評価の点検 (26 年度点検分) 18 件</p> <p>【14年目】 租税特別措置等評価の点検 93 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十八年</p>		<p>2,130 件</p>		<p>【15年目】 租税特別措置等評価の点検 71 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件</p>

(注) 上記の件数は点検の過程において、課題等を指摘した件数(補足説明の結果課題等が解消した評価を含む)である。

Ⅱ 平成 28 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の改善方策について

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定された目標の達成度合いを測定する評価が広く行われている（目標管理型の政策評価）。

目標管理型の政策評価をめぐっては、政策評価・独立行政法人評価委員会（平成 27 年 3 月末まで総務省に設置）の提言（同年 3 月 9 日）において、今後の課題として、「各府省においては、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表を作成する段階で、目標や測定指標の設定の改善が必要である」、「国民生活及び社会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示す指標の更なる開発・設定を重視していく必要がある」などが挙げられている。また、「政策評価制度に関する決議」（平成 27 年 7 月 8 日参議院本会議）においても、同様の指摘がなされたところである。

政策評価審議会においては、政策評価制度部会に目標管理型評価ワーキング・グループを設置し、目標管理型の政策評価の改善方策について検討を行っており、平成 28 年度は、各府省の事前分析表に基づき、①測定指標の洗練化・高度化、②モニタリング活用施策における評価及び③参考指標の活用について改善方策を検討し、特に「測定指標の洗練化・高度化」について議論を行った。平成 29 年 3 月、同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、改善方策を取りまとめた。

目標管理型の政策評価の改善方策（平成 28 年度）のポイント

1 測定指標の洗練化・高度化

① 測定指標と施策の目標との因果関係の明確化

各府省の事前分析表において、測定指標と施策の目標との因果関係が不明確なものが見られる。

なお、各府省の施策数、目標数、測定指標数、達成手段数等を集計したところ、以下のとおりであった。

施策数、目標数、測定指標数、達成手段数等の現状（平成 27 年度事前分析表）

	施策数	目標数	測定指標数	達成手段数	うち、測定指標とひと付けられているもの
実数	491	711	2,373	6,193	4,112
施策数に対する比率	1.0	1.4	4.8	12.6	8.4
目標数に対する比率	-	1.0	3.3	8.7	5.8
測定指標数に対する比率	-	-	1.0	2.6	1.7

⇒ 政策の目的、目標、達成手段から成る政策体系に係る事前の想定を明確にし、それらの内容を事前分析表において明示し、それに基づいた測定指標を設定することが必要

② 過不足なく目標の達成度合いを測定できる指標の設定

具体的な事業に対して大きな（抽象的な）目標が設定されている施策について、目標の達成度合いを過不足なく測定できていない測定指標が設定されている場合や、測定指標自体も抽象的になっている場合は、施策の成果が曖昧となり、評価結果を施策の改善等に結び付けることが困難

⇒ 抽象的な目標に対して抽象的な測定指標を設定するのではなく、抽象的な目標をより具体的なものにした上で、具体の目標に沿った測定指標を設定することが必要

③ 主要な測定指標の明示

目標管理型の政策評価では、測定指標の主要なものの実績に基づき、目標の達成度合い（5 区

分)を明示することとされているが、複数の測定指標を設定している施策において、どの指標が主要なものであるか明らかにされていないものがある。

⇒ 複数の測定指標を設定する場合には、あらかじめどの指標が主要なものか定めることが必要

④ アウトプット指標と併せてアウトカム指標を設定

行政活動の結果を示すアウトプット指標と、行政活動によりどのような効果があったかを示すアウトカム指標を併せて設定することで、事後において施策の有効性について、より詳細な検証が可能となるが、アウトプット指標のみが設定されている施策が散見される。

⇒ 可能な限り、アウトプット指標と併せてアウトカム指標を設定することが必要

2 各府省におけるモニタリングの活用状況（平成 27 年度改善方策（施策の特性に応じた評価）関係）

- ・ 目標管理型の政策評価の対象施策（約 500 施策）のうち、モニタリングを活用している施策は約 300 施策
- ・ 評価サイクルが 2 年又は 3 年となっている施策が全体の約 7 割。評価サイクルは、i) 施策の特性（施策の基本計画の見直しのタイミング等）、ii) 測定指標等の特性（測定指標の実績を把握する統計調査の周期等）などを考慮し決定

3 各府省における参考指標の活用状況（平成 27 年度改善方策（測定指標の定量化等）関係）

- ・ 参考指標を設定しているのは 9 府省（138 施策、446 指標）
- ・ 参考指標の内容は、施策の現状を補足しているものが多い。
- ・ 定量的な参考指標を定性的な測定指標を補うものとして活用しているものが見られた。

(注) 「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 28 年度）」（平成 29 年 3 月 6 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、総務省ホームページ（URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000471070.pdf）に掲載している。

2 規制に係る政策評価の改善方策について

各行政機関では、規制（社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの）の新設又は改廃を目的とする政策について、事前評価の実施が義務付けられている。

規制の事前評価をめぐっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の提言（平成 27 年 3 月 9 日）において、今後の課題として、「各府省が作成する評価書は質が向上し、説明責任を果たすことにも貢献しているが、費用や便益の定量化・金銭価値化が不十分である上、評価書の作成・公表のタイミングについても検討の必要がある」、「評価結果が規制の新設・改廃の検討により活用されるよう、総務省としても検討を進めるべきである」とされた。

政策評価審議会においては、政策評価制度部会に規制評価ワーキング・グループを設置し、規制に係る政策評価の改善方策について検討を行っており、平成 28 年度は、①規制の事前評価から規制のライフサイクル評価へ、②費用便益分析から影響評価へ、③遵守費用推計を優先する及び④事前評価の内容にメリハリをつけるといった方向性から検討・議論を行った。平成 29 年 3 月、同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、改善方策を提示した。

規制に係る政策評価の改善方策のポイント

(1) 事前評価の活用方法

⇒ 規制の事前評価は、政策（規制）の検討時期に評価が実施され、規制の内容を決定する際の参考資料（土台）として用いられる場合に最も効果を発揮できることから、政策立案プロセスと規制の事前評価のプロセスの一体化を促す。

このことから、規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階、コンサルテーション段階、規制決定段階、事後検証段階といった、各段階において望まれる評価の活用方法を提示

(2) 基本的評価手法

⇒ 規制の事前評価においては、費用便益分析にこだわらず、規制の新設又は改廃によって生じる社会、経済、環境といった様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点を置くこととする。

また、規制措置は、国民（事業者や個人）に対し遵守費用の負担を求めるものであることから、想定される影響のうち、特に遵守費用の推計が重要と認識

さらに、規制の事前評価時点では、規制の新設又は改廃によって得られる効果の不確実性が高いことから、便益（金銭価値化）より効果（定量化）の推計を優先するものとする。

以上の考えの下、基本的評価手法として、影響項目の洗い出し方法、遵守費用の推計方法、効果の推計方法、副次的及び波及的な影響の推計方法等を提示

(3) 簡素化した評価手法

⇒ 意思決定要素が少ない規制政策等を対象に、新たに簡素化した評価手法による評価を導入

具体的には、国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの、科学的知見に基づき導入される規制であって行政裁量の余地がないもの（薬物等の使用規制等）などを想定
また、各府省が簡素化した評価手法を適用する場合、総務省の事前確認を必要とする予定

(4) 事後検証（レビュー）の実施

⇒ 規制の政策評価における事後検証の役割は、事前評価書に記載された費用と効果の想定と事後検証時に把握した実際の費用と効果を比較の上、検証し、既に導入された規制の妥当性を確認することである。

このことから、適切な事後検証を実施するために、規制の事前評価時点においてあらかじめ事後検証の際に効果を把握するための指標の設定や影響の把握方法（統計データや利害関係者からの情報収集）を提示

(5) 関係機関との連携

⇒① 規制改革推進会議と連携の上、規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）に記載された規制レビューと規制の事前評価の連携方策について調整することを提示

② 公正取引委員会と連携の上、試行的に実施している「規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析」について、本格実施への移行等を提示

(注) 「規制に係る政策評価の改善方策」（平成 29 年 3 月 6 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、総務省ホームページ（URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000471068.pdf）に掲載している。

3 公共事業に係る政策評価の改善方策について

公共事業を所管する各行政機関は、事業費 10 億円以上を要することが見込まれる個々の公共事業について事前評価を実施するとともに、政策決定後 5 年を経過した時点で未着手である公共事業や政策決定後 10 年を経過した時点で未了である公共事業等について事後評価（再評価）を実施することとされている。これに加え、農林水産省及び国土交通省においては、自主的に事業完了後の事後評価が実施されている。

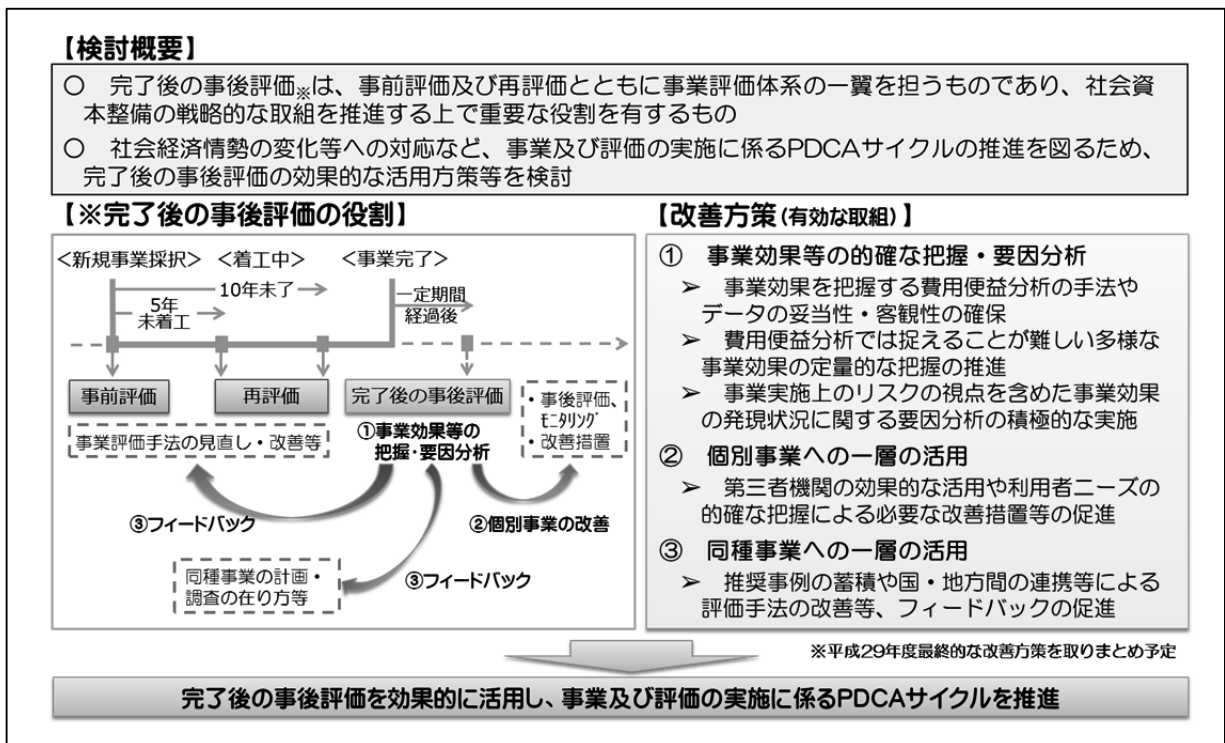
総務省は、毎年度、各行政機関が行った公共事業に係る政策評価について、評価専担組織としての立場から重点化を図りながら点検し、評価の見直しや費用対効果分析マニュアルの改定等の必要な改善措置を関係行政機関に求め、政策評価の実効性の向上を図っている^(注)。この点検は、これまで個々の事業に係る事前評価及び再評価に力点を置いて行ってきたが、今後は、各事業に共通する評価手法の改善や政策評価の在り方など、より政策評価の実効性の向上に資する取組が重要になってくると考えられる。

そこで、平成 28 年 4 月に政策評価審議会政策評価制度部会に公共事業評価ワーキング・グループを設置し、公共事業に係る政策評価の改善方策について検討を行っている。平成 28 年度は、①事業効果等の的確な把握・要因分析及び②完了後の評価結果の一層の活用について検討を行い、改善方策を取りまとめた（図 1）。

平成 29 年度も引き続き関係行政機関の評価の実例を踏まえた公共事業に係る政策評価の改善方策の検討を行うこととしている。

(注) 平成 28 年度に実施した公共事業に係る政策評価の点検結果については、後記Ⅲ-2-(2)-イ-表 13 (55 ページ以下) 参照

図 1 「公共事業に係る政策評価の改善方策（平成 28 年度中間取りまとめ）」概要



(注) 「公共事業に係る政策評価の改善方策（平成 28 年度中間取りまとめ）」（平成 29 年 3 月 6 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、総務省ホームページ（URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000471069.pdf）に掲載している。

Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 28 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

○ 基本計画（法第6条第1項）及び実施計画（法第7条第1項）の計画期間の状況

各行政機関が定める基本計画（3年以上5年以下の期間ごと）及び実施計画（1年ごと）の計画期間については、表1のとおりとなっている。

- ① 基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が14機関、3年と定めている機関が5機関、その他2機関となっている。
- ② 実施計画の計画期間については、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が19機関、その他2機関となっている。

(表1)

表1 基本計画及び実施計画の計画期間

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
5年	宮内庁*					←→				
	金融庁*					←→				
	消費者庁*					←→				
	復興庁					←→				
	総務省*					←→				
	法務省*					←→				
	外務省					←→				
	財務省*					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省*					←→				
	環境省*					←→				
	防衛省					←→				
3年	内閣府*					←→				
	公正取引委員会					←→				
	国家公安委員会・警察庁*					←→				
	公害等調整委員会*					←→				
	経済産業省					←→				
その他	個人情報保護委員会					←→				
	原子力規制委員会					←→				

- (注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。
 2 「」は基本計画の計画期間、「 \longleftrightarrow 」は実施計画の計画期間を表す。
 3 「行政機関名」欄において「*」を付した行政機関は、実施計画において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。
 4 個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会（平成 26 年 1 月 1 日設置）を改組して、平成 28 年 1 月 1 日に、原子力規制委員会は、24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。
 5 文部科学省及び農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及びその評価方式

○ 事前評価の対象とする政策及びその評価方式（法第 6 条第 2 項第 5 号）の状況

事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）のほか、基本計画において、義務付けられていない評価についても実施又は実施に努める旨を定めている行政機関及びその評価方法は、表 2 のとおりである。

（表 2）

表2 事前評価の対象とする政策（義務付けられているもの以外）及び事前評価の評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられているもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	・ 義務付けられているもの以外の規制（実施に努める。）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	—	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
個人情報保護委員会	—	事業評価方式
金融庁	・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 ・ 義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助に準じるもので、社会的影響の大きい政策	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	・ 事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	・ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	—
法務省	・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備 ・ 政策所管部局等が評価対象として必要と認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの	事業評価方式
外務省	・ 実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める。）	総合評価方式*
財務省	・ 義務付けられているもの以外の政策（実施に努める。）	事業評価方式
文部科学省	—	事業評価方式

厚生労働省	—	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式*
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの 公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業 重点的に推進する研究開発課題等 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する税目以外の税目に係る租税特別措置等 	事業評価方式
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める。） 	事業評価方式*
原子力規制委員会	—	事業評価方式*
防衛省	—	事業評価方式

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画を基に作成した。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

○ 事後評価の対象とする政策及びその評価方式（法第7条第2項）の状況

事後評価については、毎年定める実施計画において、次の3種類の政策を事後評価の対象とする政策として定めなければならないとされている。各行政機関における3種類ごとの政策の状況及びその評価方式については、表3のとおりとなっている。

- ① 行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）
- ② 政策の決定後5年経過しても着手していない政策（「未着手」（法第7条第2項第2号イ））及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策（「未了」（法第7条第2項第2号ロ））
- ③ その他の政策（法第7条第2項第3号）

(表3)

表3 事後評価の対象とする政策及びその評価方式

行政機関名	主要な行政目的に係る政策として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）			未着手・未了の政策		その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	
内閣府*	—	21 政策 (48 施策)	8 政策 (17 施策)	—	—	—
宮内庁*	1 政策	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	3 施策	1 施策	—	—	—
国家公安委員会・ 警察庁*	1 事業、1 規制	7 基本目標 (18 業績目標)	—	—	—	—
個人情報保護委員会	—	1 政策 (4 施策)	—	—	—	—
金融庁*	・過去に事前評価を実施し平成28年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成28年度中の効果発現予定の有無に関わらず事後評価を実施） ・法人税、法人住民税及び法人事業関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策等	20 施策	—	—	—	—
消費者庁*	—	10 施策	—	—	—	—
復興庁	—	5 政策	—	—	—	—
総務省*	・法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの ・国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの	8 政策	—	—	—	—
公害等調整委員会*	—	2 政策 (4 目標)	—	—	—	—
法務省*	4 施策 (法務に関する調査研究及び施設の整備)	17 施策	1 施策	—	—	—
外務省	—	4 基本目標 (10 施策)	—	1 政府開発援助 (総合評価方式)	17 政府開発援助 (総合評価方式)	—
財務省*	11 租税特別措置等	6 総合目標、11 政策目標	—	—	—	—

文部科学省	7 施策目標	実績評価等で明らかになった個別の政策課題（必要に応じて実施）	—	—	実施計画に定めるもののほか、別に定める必要な事項
厚生労働省	1 成果重視事業	14 施策目標	—	公共事業（水道施設整備事業評価実施要領で規定） （事業評価方式）	・ 施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの ・ 指標のモニタリング結果により評価の必要が生じた政策 ・ 総合科学技術会議において対象とすることとされた研究開発等
農林水産省	41 公共事業（期中） 49 公共事業（完了後） 6 研究開発 4 租税特別措置等	16 政策分野	1 政策分野	10 公共事業 （事業評価方式）	—
経済産業省	19 租税特別措置等	27 施策	—	—	—
国土交通省*	418 公共事業（期中） 67 公共事業（完了後） 1 研究開発課題（期中） 33 研究開発課題（終了時） 4 租税特別措置等	—	8 テーマ	—	—
環境省*	—	5 施策（21 目標）	—	—	租税特別措置等に 係る政策について、 期限の定めのない 措置や 10 年以上に わたって存続している 措置
原子力規制委員会	—	6 施策目標	—	—	—
防衛省	5 租税特別措置等	25 施策	—	—	—
計	12 機関	19 機関	6 機関	1 機関	3 機関

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。
2 成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。
3 外務省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において事後評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨定めている。
4 経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において事後評価の実施に当たっては実績評価を原則とする旨定めている。
5 「*」を付した行政機関は、実施計画において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。

(2) 政策評価の実施
ア 評価実施件数等

○ 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

各行政機関において行われた評価実施件数、その対象とした政策及び評価方式については、表4のとおりとなっている。

- ① 各行政機関において行われた評価実施件数の合計は、2,130件である（平成27年度2,657件）。
- ② これらを事前評価・事後評価別にみると、図1のとおり、事前評価が858件、事後評価が1,272件となっており、その内容は次のとおりである。
 - ・ 事前評価については、図2のとおり、法で義務付けられている特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。）を対象としたものは841件となっており、上位3分野の件数をみると、公共事業を対象とした評価（事業評価方式）が最も多く397件、次いで租税特別措置等を対象とした評価（事業評価方式）が151件、規制を対象とした評価（事業評価方式）が128件の順となっている。
 - ・ 事後評価については、図3のとおり、未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが最も多く590件、次いで完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが375件となっており、一般分野の政策を対象とした目標管理型の政策評価（実績評価方式）は、250件となっている。

（表4、図1、図2、図3）

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

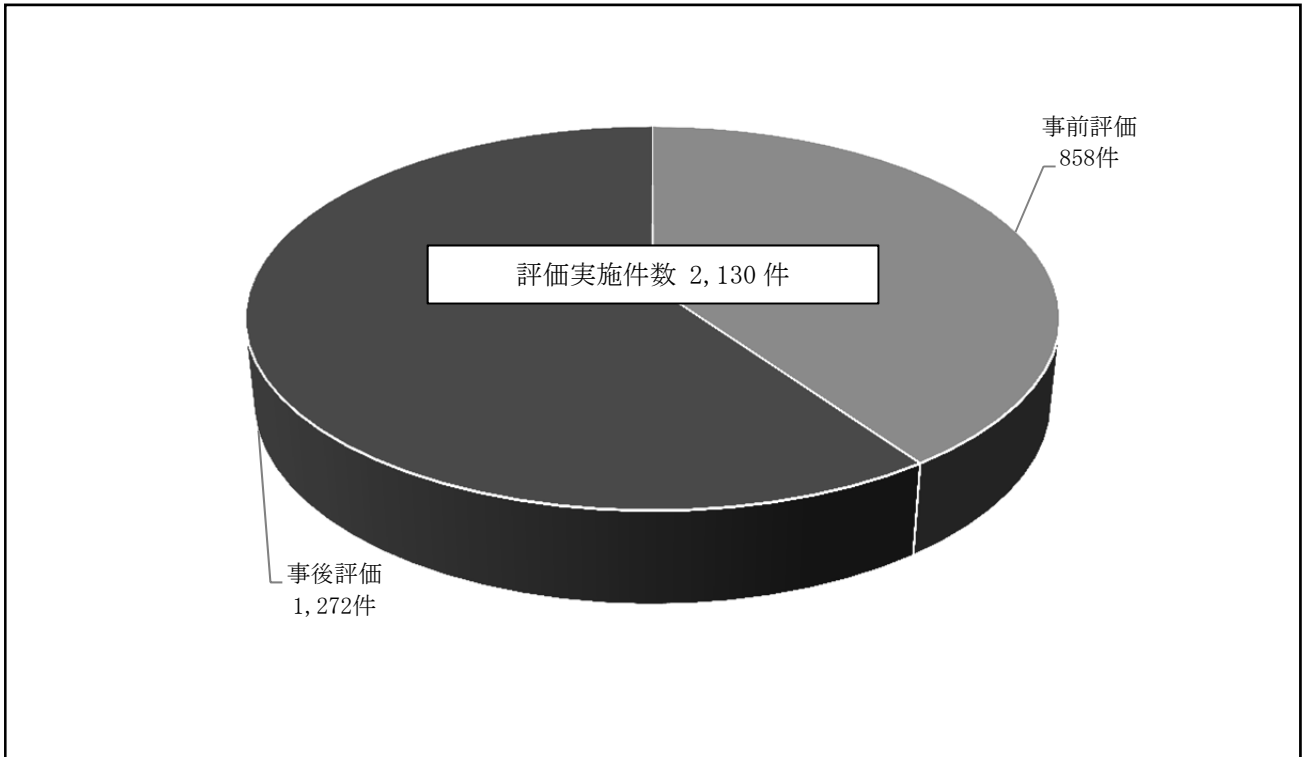


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

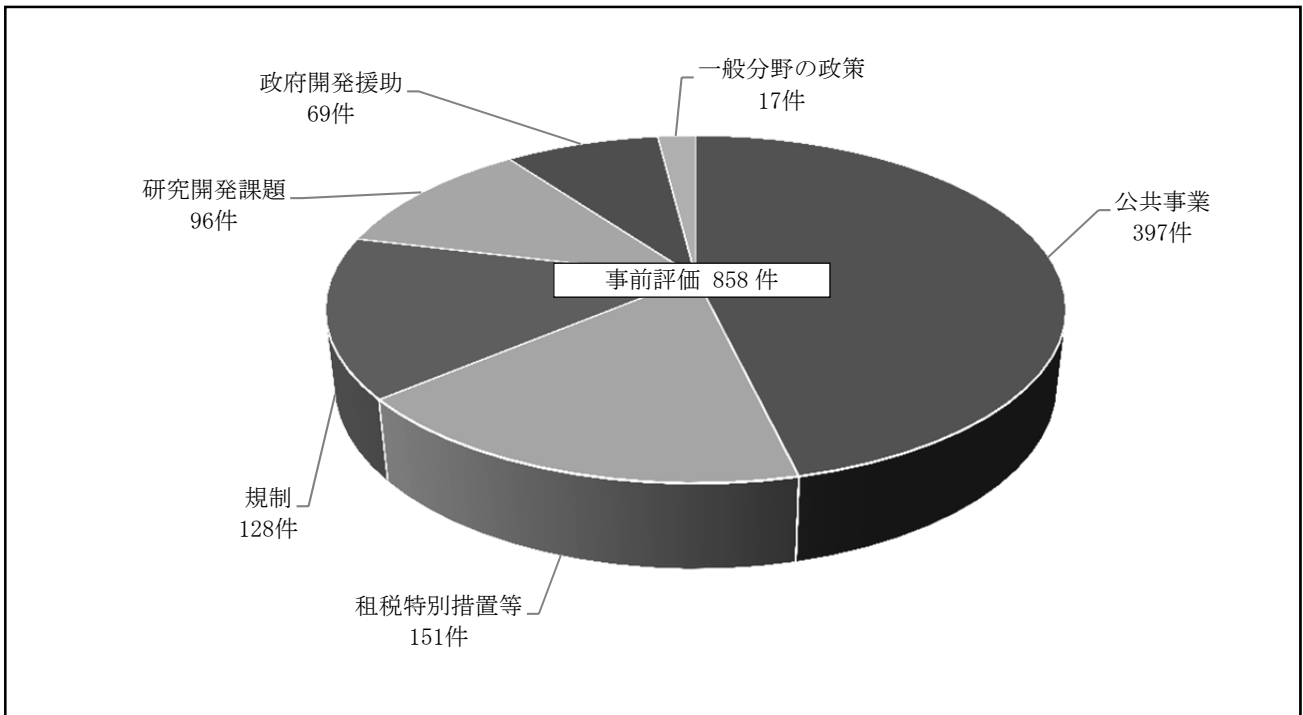
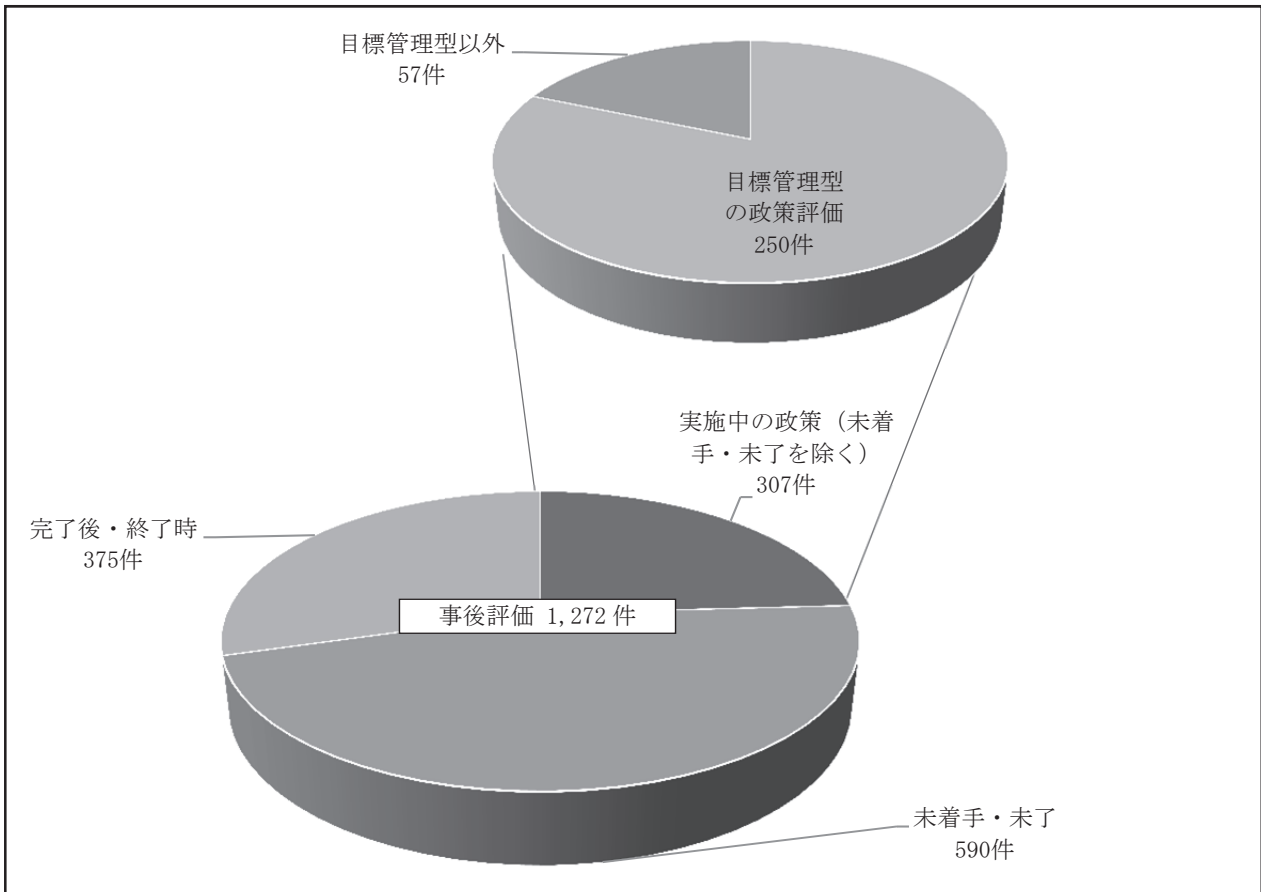


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 目標管理型の政策評価の取組状況

○ 共通5区分による評価結果の状況

- ① 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）3(1)）。
- ② 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価の合計は250件となっている。共通5区分による評価結果の状況をみると、表5のとおり、「目標超過達成」が1件（0.4%）、「目標達成」が90件（36.0%）、「相当程度進展あり」が146件（58.4%）、「進展が大きくない」が12件（4.8%）、「目標に向かっていない」が0件（0.0%）等であり、「相当程度進展あり」以上の割合は、94.8%となっている。
 なお、全ての評価結果が「相当程度進展あり」以上としている機関は、平成28年度目標管理型の政策評価を実施している17機関中10機関となっている。

（表5）

表 5 共通 5 区分による評価結果の状況

(単位：件)

行政機関名	目標超過 達成	目標達成	相当程度進 展あり	進展が大 きくない	目標に向 かってい ない	その他	計
内閣府	1	12	22	5	0	1	41
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	0	0	3	0	0	0	3
国家公安委員会・ 警察庁	0	2	14	2	0	0	18
個人情報保護委員会	0	1	3	0	0	0	4
金融庁	0	8	12	0	0	0	20
消費者庁	0	8	3	0	0	0	11
復興庁	0	1	4	0	0	0	5
総務省	0	2	6	0	0	0	8
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	6	3	0	0	0	9
外務省	0	4	6	0	0	0	10
財務省	0	21	8	1	0	0	30
文部科学省	0	3	4	0	0	0	7
厚生労働省	0	4	9	1	0	0	14
農林水産省	0	5	10	1	0	0	16
経済産業省	0	3	23	1	0	0	27
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	8	12	1	0	0	21
原子力規制委員会	0	2	4	0	0	0	6
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
計	1 (0.4%)	90 (36.0%)	146 (58.4%)	12 (4.8%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	250 (100%)

(注) 1 宮内庁は、目標管理型の政策評価の対象となる政策がないため、評価を実施していない。

2 公害等調整委員会、国土交通省及び防衛省は、平成 28 年度においては、全施策についてあらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施しているが、評価は実施していない。

3 「その他」は、評価書の公表時点で、目標達成度合いを判断するためのデータが間に合わなかったため、共通 5 区分による区分を行っていないものである。

(3) 政策評価の政策への反映

○ 政策評価の政策への反映状況

- ① 事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等に反映しており、このうち予算概算要求に反映したものは、表6のとおり、158件となっている。
- ② 事後評価のうち、目標管理型の政策評価（250件）及び未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象とした評価（590件）の評価結果の政策への反映状況は、次のとおりである。
 - ・ 目標管理型の政策評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが201件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが45件、評価対象政策を廃止したものは0件等となっており、このうち、評価結果を予算概算要求に反映したものは199件となっている。

また、評価結果を踏まえた事前分析表の変更状況をみると、「達成すべき目標」を変更したものは6件、「測定指標」を変更したものは104件、「達成手段」を変更したものは18件などとなっている。
 - ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象とした評価については、評価対象政策を休止又は中止することとしたものは、表7のとおり、2行政機関の2事業（1公共事業、1政府開発援助）であり、総事業費は合計約1,727（1,321）億円、残事業費は合計約1,150（743）億円となっている。

なお、法が施行された平成14年度から28年度までの15年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表8のとおり、合計318事業、総事業費の合計は約55,818（55,412）億円となっている。
 - ・ また、政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例は、表9のとおりとなっている。

（表6、表7、表8、表9）

表6 政府全体の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	397	151	96	128	69	17	858
政策評価の結果の政策 への反映	397	151	96	128	69	17	858
予算概算要求への反映	33	0	88	0	23	14	158

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等に対 象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等に対 象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	250	17	0	40	590	375	1,272
政策評価の結果の政策 への反映	250	17	0	40	590		
これまでの取組を引き続 き推進	201	16	0	40	568		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	45	0	0	0	20		
評価対象政策 の重点化等	41	0	0	0	20		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	2		
その他	4	1	0	0	0		
予算概算要求への反映	199	2	0	0	37		
事前分析表の変更	116						
達成すべき目標を変更	6						
測定指標を変更	104						
達成手段を変更	18						
その他の変更	24						
事前分析表の変更なし	101						
未定・検討中等	33						

（注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等に反映している。

2 事前評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは1件（定員要求1件）である。

3 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは75件（機構要求24件、定員要求72件）である。

4 「評価対象政策の改善・見直し」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業等を廃止・縮小し新規事業等を創設・拡充したもの、複数事業の統合により効率化を図ったもの等である。

5 「評価対象政策の改善・見直し」には、「評価対象政策の重点化等」に該当するもののほか、既存の政策の拡充又は新規の政策の創設をしたものが4件ある。

6 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」及び「その他の変更」をした政策の実数である。

7 「未定・検討中等」は、政策評価を実施した後に当該政策に係る事前分析表を作成していない、政策評価の対象が前年度と異なるために変更の対象となる事前分析表を作成できない等の理由により、評価結果を踏まえた事前分析表の変更の内容が未定・検討中等のものである。

8 宮内庁及び公害等調整委員会は、平成28年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は未作成である。

9 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319_028.html)参照

表6-1 内閣府の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	19	0	0	0	0	19
政策評価の結果の政策 への反映	0	19	0	0	0	0	19
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	41	2	0	1	0	0	44		
政策評価の結果の政策 への反映	41	2	0	1	0				
これまでの取組を引き続 き推進	37	1	0	1	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	1	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	1	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	3	1	0	0	0				
予算概算要求への反映	33	0	0	0	0				
事前分析表の変更	19								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	15								
達成手段を変更	1								
その他の変更	6								
事前分析表の変更なし	19								
未定・検討中等	3								

（注）1 事後評価の「政策評価の結果の政策への反映」の「その他」は、事業実施主体の移行により、施策が終了したものである。

2 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは2件（定員要求2件）である。

3 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482050.pdf）参照

表6-3 公正取引委員会の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策 への反映	0	0	0	0	0	0	0
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等に対 象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等 を対象）	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等に対 象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	3	1	0	0	0	0	4	
政策評価の結果の政策 への反映	3	1	0	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	3	1	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	3	1	0	0	0	0		
事前分析表の変更	2							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	2							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	1							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求1件、定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482051.pdf)参照

表6-4 国家公安委員会・警察庁の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	1	0	0	0	0	1
政策評価の結果の政策 への反映	0	1	0	0	0	0	1
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	18	0	0	0	0	0	18
政策評価の結果の政策 への反映	18	0	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	18	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	16	0	0	0	0		
事前分析表の変更	9						
達成すべき目標を変更	1						
測定指標を変更	5						
達成手段を変更	5						
その他の変更	7						
事前分析表の変更なし	9						
未定・検討中等	0						

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは10件（機構要求1件、定員要求10件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482052.pdf)参照

表6-5 個人情報保護委員会の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 (事前評価)

(単位:件)

	公共事業 (官庁営繕 事業等を含 む)を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	3	0	0	3
政策評価の結果の政策 への反映	0	0	0	3	0	0	3
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価)

(単位:件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等に対 象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等 を対 象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等に対 象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	4	0	0	0	0	0	4
政策評価の結果の政策 への反映	4	0	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	4	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	2	0	0	0	0		
事前分析表の変更	1						
達成すべき目標を変更	0						
測定指標を変更	1						
達成手段を変更	0						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	3						
未定・検討中等	0						

(注) 1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは3件(定員要求3件)である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482053.pdf)参照

表6-6 金融庁の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	5	0	13	0	0	18
政策評価の結果の政策 への反映	0	5	0	13	0	0	18
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	20	1	0	0	0	0	21
政策評価の結果の政策 への反映	20	1	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	7	1	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	13	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	13	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	14	0	0	0	0		
事前分析表の変更	20						
達成すべき目標を変更	2						
測定指標を変更	20						
達成手段を変更	0						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	0						
未定・検討中等	0						

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは12件（機構要求7件、定員要求11件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482054.pdf）参照

表6-7 消費者庁の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策 への反映	0	0	0	0	0	0	0
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等を対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	11	0	0	0	0	0	11		
政策評価の結果の政策 への反映	11	0	0	0	0				
これまでの取組を引き続 き推進	7	0	0	0	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	3	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	3	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	1	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	10	0	0	0	0				
事前分析表の変更	10								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	10								
達成手段を変更	2								
その他の変更	2								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	1								

（注）1 事後評価の「政策評価の結果の政策への反映」の「その他」は、事業実施主体の移行により、施策が終了したものである。

2 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは6件（機構要求2件、定員要求6件）である。

3 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482055.pdf）参照

表6-8 復興庁の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	1	0	0	0	0	1
政策評価の結果の政策 への反映	0	1	0	0	0	0	1
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	5	0	0	0	0	0	5	
政策評価の結果の政策 への反映	5	0	0	0	0	/		
これまでの取組を引き続 き推進	3	0	0	0	0			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	2	0	0	0	0			
評価対象政策 の重点化等	2	0	0	0	0			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	4	0	0	0	0			
事前分析表の変更	0	/						
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	5							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは1件（定員要求1件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482056.pdf)参照

表6-9 総務省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を 対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	7	5	8	0	0	20
政策評価の結果の政策 への反映	0	7	5	8	0	0	20
予算概算要求への反映	0	0	5	0	0	0	5

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等を対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	8	0	0	1	0	8	17		
政策評価の結果の政策 への反映	8	0	0	1	0				
これまでの取組を引き続 き推進	4	0	0	1	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	4	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	8	0	0	0	0				
事前分析表の変更	8								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	8								
達成手段を変更	2								
その他の変更	5								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは4件（機構要求1件、定員要求3件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482057.pdf）参照

表6-11 法務省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	2	2
政策評価の結果の政策 への反映	0	0	0	0	0	2	2
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	2	2

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	9	1	0	0	0	8	18
政策評価の結果の政策 への反映	9	1	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	9	1	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	9	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0						
達成すべき目標を変更	0						
測定指標を変更	0						
達成手段を変更	0						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	9						
未定・検討中等	0						

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは1件（機構要求1件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482058.pdf)参照

表6-12 外務省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を 対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を 対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を 対象	計
評価実施件数	0	0	0	0	69	0	69
政策評価の結果の政策 への反映	0	0	0	0	69	0	69
予算概算要求への反映	0	0	0	0	23	0	23

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等を対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計		
	一般分野の政策を対象		規制を 対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	10	0	0	1	18	0	29		
政策評価の結果の政策 への反映	10	0	0	1	18				
これまでの取組を引き続 き推進	10	0	0	1	17				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	1				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	10	0	0	0	0				
事前分析表の変更	6								
達成すべき目標を変更	1								
測定指標を変更	3								
達成手段を変更	6								
その他の変更	1								
事前分析表の変更なし	1								
未定・検討中等	3								

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは7件（機構要求3件、定員要求7件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482059.pdf）参照

表6-13 財務省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	3	0	0	0	0	3
政策評価の結果の政策 への反映	0	3	0	0	0	0	3
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	30	0	0	0	0	0	30	
政策評価の結果の政策 への反映	30	0	0	0	0	/		
これまでの取組を引き続 き推進	30	0	0	0	0			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	18	0	0	0	0			
事前分析表の変更	2	/						
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	2							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	28							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは4件（機構要求4件、定員要求4件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482060.pdf)参照

表6-14 文部科学省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を 対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を 対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を 対象	計
評価実施件数	0	5	13	0	0	0	18
政策評価の結果の政策 への反映	0	5	13	0	0	0	18
予算概算要求への反映	0	0	13	0	0	0	13

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等を対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を 対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	7	0	0	0	0	0	7
政策評価の結果の政策 への反映	7	0	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	3	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	4	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	4	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	7	0	0	0	0		
事前分析表の変更	7						
達成すべき目標を変更	0						
測定指標を変更	7						
達成手段を変更	2						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	0						
未定・検討中等	0						

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは2件（定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482061.pdf）参照

表6-15 厚生労働省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	4	12	27	33	0	0	76
政策評価の結果の政策 への反映	4	12	27	33	0	0	76
予算概算要求への反映	0	0	27	0	0	0	27

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	14	7	0	1	16	162	200	
政策評価の結果の政策 への反映	14	7	0	1	16			
これまでの取組を引き続 き推進	14	7	0	1	15			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	1			
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	1			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	13	1	0	0	0			
事前分析表の変更	3							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	2							
達成手段を変更	0							
その他の変更	1							
事前分析表の変更なし	7							
未定・検討中等	4							

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは2件（定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482062.pdf)参照

表6-16 農林水産省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	158	24	5	2	0	0	189
政策評価の結果の政策 への反映	158	24	5	2	0	0	189
予算概算要求への反映	19	0	5	0	0	0	24

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等に対 象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等 を対象）	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等に対 象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	16	1	0	9	77	98	201		
政策評価の結果の政策 への反映	16	1	0	9	77				
これまでの取組を引き続 き推進	1	1	0	9	58				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	15	0	0	0	19				
評価対象政策 の重点化等	15	0	0	0	19				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	16	0	0	0	16				
事前分析表の変更	12								
達成すべき目標を変更	2								
測定指標を変更	11								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	4								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは1件（定員要求1件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482063.pdf）参照

表6-17 経済産業省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	32	8	15	0	0	55
政策評価の結果の政策 への反映	0	32	8	15	0	0	55
予算概算要求への反映	0	0	8	0	0	0	8

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	27	0	0	16	7	0	50
政策評価の結果の政策 への反映	27	0	0	16	7		
これまでの取組を引き続 き推進	27	0	0	16	7		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	27	0	0	0	7		
事前分析表の変更	15						
達成すべき目標を変更	0						
測定指標を変更	15						
達成手段を変更	0						
その他の変更	2						
事前分析表の変更なし	12						
未定・検討中等	0						

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは14件（機構要求2件、定員要求14件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482064.pdf)参照

表6-18 国土交通省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を 対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	235	33	30	35	0	15	348
政策評価の結果の政策 への反映	235	33	30	35	0	15	348
予算概算要求への反映	14	0	23	0	0	11	48

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等を対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	0	4	0	4	472	99	579
政策評価の結果の政策 への反映	0	4	0	4	472		
これまでの取組を引き続 き推進	0	4	0	4	471		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0	1	
その他	0	0	0	0	0	0	
予算概算要求への反映	0	0	0	0	14		
事前分析表の変更	0						
達成すべき目標を変更	0						
測定指標を変更	0						
達成手段を変更	0						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	0						
未定・検討中等	0						

（注）1 平成28年度は、目標管理型の政策評価の全施策について、あらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施している。

2 事前評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは1件（定員要求1件）である。

3 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482065.pdf）参照

表6-19 環境省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	4	0	18	0	0	22
政策評価の結果の政策 への反映	0	4	0	18	0	0	22
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	21	0	0	2	0	0	23
政策評価の結果の政策 への反映	21	0	0	2	0		
これまでの取組を引き続 き推進	18	0	0	2	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	3	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	3	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	3	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0						
達成すべき目標を変更	0						
測定指標を変更	0						
達成手段を変更	0						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	0						
未定・検討中等	21						

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482066.pdf)参照

表6-20 原子力規制委員会の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 （事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
政策評価の結果の政策 への反映	0	0	0	1	0	0	1
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等に対 象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等 を対象）	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等に対 象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	6	0	0	0	0	0	6	
政策評価の結果の政策 への反映	6	0	0	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	6	0	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	6	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	3							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	3							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	3							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、平成29年度機構・定員要求に反映したものは4件（機構要求2件、定員要求4件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000482069.pdf）参照

表6-21 防衛省の政策評価の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発課 題を対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	5	8	0	0	0	13
政策評価の結果の政策 への反映	0	5	8	0	0	0	13
予算概算要求への反映	0	0	7	0	0	0	7

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業（ 公共事業、 政府開発援 助等対象）	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発課題、公 共事業等を 対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	0	0	0	5	0	0	5
政策評価の結果の政策 への反映	0	0	0	5	0	/	
これまでの取組を引き続 き推進	0	0	0	5	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0	/	/	/	/		
達成すべき目標を変更	0						
測定指標を変更	0						
達成手段を変更	0						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	0	/	/	/	/		
未定・検討中等	0						

(注) 1 平成28年度は、目標管理型の政策評価の全施策について、あらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定(モニタリング)を実施している。
 2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000482070.pdf)参照

表7 平成28年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：百万円)

公共事業等名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
外務省1事業				
政府開発援助（円借款）	カモジャン地熱発電所 拡張計画（E/S）（インド ネシア共和国）	休止	995	995
国土交通省1事業				
ダム事業	丹生ダム建設事業（独 立行政法人水資源機 構）	中止	A案：171,740 B案：131,110	A案：113,955 B案：73,325
合計	2事業	—	172,735 (132,105)	114,950 (74,320)

(注)1 丹生ダム建設事業は、ダム検証を進めるに当たり、現在保有している技術情報等の範囲内で、洪水対策容量を丹生ダムで確保する案(A案)及び洪水対策容量を琵琶湖で確保する案(B案)について、ダム諸元の設定を行い、以下のとおり、二つの案を検討対象としている。そのため、本表においても2案における総事業費及び残事業費を記載している。

A案：ロックフィルダム 堤高118m 堤頂長391m
総貯水容量 約84,500千 m^3 有効貯水容量約77,500千 m^3

B案：重力式コンクリートダム 堤高89m 堤頂長300m
総貯水容量 約36,700千 m^3 有効貯水容量約36,000千 m^3

2 合計欄の（）外の数値は、国土交通省のダム事業がA案の場合のものであり、（）内の数値は、B案の場合のものである。

表 8 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費 (単位：億円))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)
28	1 (10)	—	—	—	1 (A案:1,717 B案:1,311)	2 (1,727 <1,321>)
合計	12 (1,412)	42 (5,794)	51 (1,257)	14 (4,273)	199 (43,083) <42,677>	318 (55,818) <55,412>

(注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない場合がある。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。

3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部(整備計画区間から既成区間を除いた区間)が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。

4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であり、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。

5 平成28年度における国土交通省の1事業(丹生ダム建設事業)は、ダム検証を進めるに当たり、現在保有している技術情報等の範囲内で、渇水対策容量を丹生ダムで確保する案(A案)及び渇水対策容量を琵琶湖で確保する案(B案)について、ダム諸元の設定を行い、以下のとおり、二つの案を検討対象としている。そのため、本表においても2案における総事業費を記載している。

A案：ロックフィルダム 堤高118m 堤頂長391m

総貯水容量 約84,500千 m^3 有効貯水容量約77,500千 m^3

- B案：重力式コンクリートダム 堤高 89m 堤頂長 300m
 総貯水容量 約 36,700 千m³ 有効貯水容量約 36,000 千m³
- 6 合計欄における () 内の数値は、平成 28 年度における国土交通省の 1 事業が A 案の場合のものであり、<>内の数値は、B 案の場合のものである。

表 9 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例

○ 評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの

名称	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
電子政府・電子自治体の推進 [総務省]	<p>【次期評価期間に向け測定指標を変更したもの】</p> <p>本政策のうちの施策の達成すべき目標「総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること」に係る指標「情報システム統一研修の受講者数」については、平成 27 年度目標値（10,000 人以上）を達成（平成 27 年度実績：31,096 人）できた。</p> <p>これは、①各府省の情報セキュリティへの急速な関心の高まりを踏まえた課題別研修コースの充実、②受講者数の増加に対応できる研修枠の確保、③研修内容の周知などが要因であると分析できる。</p> <p>これを踏まえ、次期評価期間では、より高度な I T 人材の育成を目的とした研修に重点を置くこととし、測定指標について、単なる受講者数ではなく、より高度な I T 人材の育成度合いが分かる測定指標に変更することとした。</p>
グローバルマーケットの戦略的な開拓 [農林水産省]	<p>【評価結果を踏まえ、達成手段拡充のための予算要求を行ったもの】</p> <p>本政策のうちの施策の達成すべき目標「官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進」に係る測定指標「農林水産物・食品の輸出額」については、平成 27 年の実績が 7,451 億円となり、28 年に 7,000 億円という中間目標を 1 年前倒して達成し、「A（おおむね有効）」となった。</p> <p>こうした状況を更に加速するため、「日本再興戦略」で 2020 年（平成 32 年）に「農林水産物・食品の輸出額」を 1 兆円とする目標を、「未来への投資を実現する経済対策」において、平成 31 年に 1 年前倒し達成を目指すこととされた。</p> <p>これらを踏まえ、平成 28 年 5 月に策定した「農林水産物の輸出力強化戦略」に掲げた施策を着実に実施し、更なる輸出促進を図るため、海外市場のニーズ把握や需要の掘り起こしに向けたプロモーション、国内の農林漁業者・食品事業者の販路開拓のための相談体制の強化や商談会出展等への支援を行うとともに、同年 11 月に策定した「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づくハード・ソフト両面のインフラ整備の推進等を行うための予算要求を行った。</p>

○ 評価結果を踏まえ、事業を休止・中止することとしたもの

名称	個別事業名等	評価結果を踏まえた政策への反映状況
<p>政府開発援助 (円借款) 〔外務省〕</p>	<p>カモジャン地熱発電所拡張計画 (E/S) (インドネシア共和国)</p>	<p>【評価結果を踏まえ、事業を休止することとしたもの】</p> <p>本借款は、インドネシア共和国の西ジャワ州における地熱発電所の増設事業に係るエンジニアリング・サービス（詳細設計、入札補助及び他の地熱地域に係る調査）を対象としたものである。</p> <p>しかし、地熱発電所増設に必要となる森林使用の許認可取得が、インドネシア共和国側の都合によりめどが立たないことから、事業の進捗が困難となり、当分の間、休止することとした。</p> <p>なお、現在、支援中止に向けてインドネシア共和国政府と協議中である。</p>
<p>ダム事業 〔国土交通省〕</p>	<p>丹生ダム建設事業 (独立行政法人水資源機構)</p>	<p>【評価結果を踏まえ、事業を中止することとしたもの】</p> <p>独立行政法人水資源機構及び近畿地方整備局は、本事業に係るダム検証において、本事業の目的（i 洪水調節、ii 流水の正常な機能の維持及びiii 異常渇水時の緊急水の補給）のうち、① i 及び ii については、「ダム建設を含む案」は有利とならないこと、② iii については、「ダム建設案」が最も有利となったが、関係府県から水需要の社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見が出されたことを踏まえ、総合的に判断し、事業を中止とする対応方針（案）を決定した。</p> <p>国としては、有識者会議の意見を踏まえて、上記の検討結果が妥当であることを確認し、本事業に係る対応方針を「中止」とすることとした。</p> <p>なお、中止後の地域振興については、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、関係機関とともに実施する。</p>

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成 28 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、28 年 4 月策定の行政評価等プログラムに掲載し、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

表10 総務省が行う政策の評価に関する計画

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関の政策について、重要性・必要性等を見極めた上で統一性を確保するための評価（統一性確保評価）又は総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を積極的に実施する。 ○ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局・行政評価事務所の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。 ② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行う。
	② 平成28年度から30年度までの3年間に実施又は実施を検討する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 統一性又は総合性を確保するための評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施策に関する政策評価 ・ 女性の活躍推進に関する政策評価 ※ 平成 27 年度から引き続き実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル人材育成の推進に関する政策評価 ※ 平成 28 年度から着手 <ul style="list-style-type: none"> ・ クールジャパンの推進に関する政策評価 ・ 農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価
	③ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。 ○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。 ○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

なお、総務省は、法第 13 条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 29 年度以降 3 年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、29 年 4 月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成 28 年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について、3 テーマを実施した。この 3 テーマについては、評価を実施中である。

なお、平成 27 年度に評価の結果を取りまとめた「食育の推進に関する政策評価」については、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表 11 及び表 12 のとおりである。

表11 評価を実施中のテーマ等

テーマ名	評価計画の概要
グローバル人材育成の推進に関する政策評価（総合性確保評価）	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業が海外展開を進める中でグローバル人材の確保が依然として大きな経営課題とされているなど、グローバル人材育成の進捗が懸念される状況 ○ グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施 <p><調査等対象機関></p> <p>法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等</p>
クールジャパンの推進に関する政策評価（総合性確保評価）	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統文化・地域文化など、日本の豊かな文化を背景としたコンテンツ、日本食・日本産酒類などの「日本の魅力」を効果的に発信し、産業育成や海外需要の取り込みに結実させるためのクールジャパンの推進は、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、国家戦略として位置付けられ、官民一体となって取組を強化 ○ クールジャパンの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施 <p><調査等対象機関></p> <p>内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人、都道府県、市町村、関係団体等</p>
農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（総合性確保評価）	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府方針では、6次産業化の目標（KPI）は、市場規模を2020年（平成32年）に10兆円とするなどとされており、直近の実績値は、平成26年度で5.1兆円。他方、六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の進捗状況は、「概ね事業計画どおりに事業を実施中」33%、「事業計画に比べ遅れがあるものの事業を実施中」62%であり、「計画した事業が実施されていない」も5%の状況 ○ 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施 <p><調査等対象機関></p> <p>農林水産省、経済産業省、内閣府、総務省、国土交通省、都道府県、市町村、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(独)中小企業基盤整備機構、関係団体等</p>

表12 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：平成27年10月23日）
関係行政機関	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。なお、平成28年4月から、内閣府が担当していた食育推進業務については、内閣府から農林水産省に移管された。

政策の評価の観点及び結果

- 評価の観点
食育の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
- 評価の結果及び意見通知の概要
 - ・ 食育の推進に関する政策については、第2次食育推進基本計画において設定された11の目標のうち、目標を達成したものが二つにとどまることなどから、目標の達成度としては「進展が大きくない」と判定される。
 - ・ i) 第2次食育推進基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないものがみられ、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はないものの、食育を国民運動として推進するため、都道府県の理解の下、共通の目標を掲げ協力して取り組むことが有効であること、ii) 栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与が明確に把握できなかったなどの評価結果を踏まえ、目標設定の支援や栄養教諭配置の効果把握等必要な意見を通知した。

主な意見	主な政策への反映状況
<p>1 都道府県の目標設定の支援（内閣府） 都道府県が国と連携した目標の設定を検討することを支援することが適当</p>	<p>国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、平成27年12月21日に都道府県食育推進担当主管課長会議を開催し、第3次食育推進基本計画（平成28年3月作成）の骨子を説明し、第3次食育推進基本計画の個別目標ごとに、目標設定の必要性等について、資料を用いて丁寧に説明した。 (内閣府)</p> <p>また、食育をめぐる状況等のデータを追加した「第3次食育推進基本計画参考資料集」を平成28年3月末に作成し、6月に農林水産省ホームページに掲載し、都道府県が国と連携した目標設定を検討する際に具体的な検討が進むよう参照できるようにした。</p> <p>さらに、地方農政局等が主催する第3次食育推進基本計画の地域説明会等都道府県食育担当の参加する各種会議において、農林水産省より当該資料集を紹介しつつ第3次食育推進基本計画の目標等について丁寧に説明し、都道府県が目標の設定を検討するための支援を行った。</p> <p>都道府県食育推進計画において、その計画の改定に際し、第3次食育推進基本計画の趣旨を踏まえ、国の目標と合わせた目標を新たに設定する取組を始めている都道府県がある。 (農林水産省)</p>

<p>2 望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応（内閣府）</p> <p>生活スタイルの変化や一人暮らし高齢者の増加など家族の状況も様々になってきており、こうした様々な状況へ対応した食育を推進していくことが適当</p>	<p>第3次食育推進基本計画においては、特に若い世代において食に関する知識や意識等の面で他の世代より課題が多いことや、家庭生活の状況が多様化する中で、家族や個人の努力のみでは健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられることを踏まえ、今後5年間に特に取り組むべき重点課題の中に、「若い世代を中心とした食育の推進」及び「多様な暮らしに対応した食育の推進」を盛り込み、食育を推進することとした。</p> <p style="text-align: right;">（内閣府）</p> <p>平成28年度は、「食育月間」実施要綱に、若い世代に対する食育の推進と多様な暮らしに対応した地域や所属するコミュニティ等を通じた共食の機会の提供を明記した。当該「食育月間」に基づく地域の主な取組実績について各都道府県や指定都市から情報を収集し、農林水産省のホームページで情報提供している。</p> <p>また、特に共食をテーマにしたアニメーションとのタイアップを実施することにより、若い世代に向け共食の楽しさ・大切さについて情報発信したほか、貧困の状況にある子供達に対する食育の観点での支援に関する事例について、他地域での展開の参考になるような情報提供を食育白書を通じて行った。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産省）</p>
<p>3 栄養教諭制度の効果の把握等（文部科学省）</p> <p>栄養教諭は学校における食育の中核を担っていることから、栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当</p> <p>学校における食に関する指導をより充実させるためにも、全体計画の評価の実施について指導することが適当</p>	<p>文部科学省が設置した食育指導体制に関する調査研究協力者会議において、スーパー食育スクール事業の指定校を中心に、栄養教諭が配置されている小学校、中学校及び特別支援学校を対象に実地調査を行い、「食育指導体制に関する調査研究報告書」（平成28年3月）を取りまとめ、児童生徒等に対する指導、教職員間の連携・協力、家庭・地域に対する貢献といった中で、栄養教諭の配置による効果が把握された。</p> <p>また、平成28年度も栄養教諭を中心に外部の専門家等と連携し、食育の多角的効果について検証を行い、実践モデルを構築することを目的としたスーパー食育スクール事業により、栄養教諭のより効果的な活用方法について検討を行っている。</p> <p>平成28年度に、文部科学省が主催する都道府県・指定都市教育委員会の食育行政の担当者を対象とした会議や食育の指導者を対象とした研修、各教育委員会が主催する研修・講習会など、全国約20か所で食に関する指導に係る全体計画に基づく取組状況について、評価を実施するよう周知を図った。</p> <p>各学校では、健康診断や体力測定の結果や、教職員や児童生徒、保護者へのアンケート調査等を踏まえ、定期的に開催する会議において評価を実施したり、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校評価の中に位置付けて評価を実施したりしている。</p>

<p>食生活学習教材について、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実を図り、その利用を促進することが適当</p>	<p>小学生向けの食育の教材については、現場の意見を反映して新たな教材を作成し、全国の小学校に配付するとともに、平成 28 年 3 月に文部科学省のホームページに掲載した。この教材については、教育委員会等が独自に増刷・配布して活用している例や、本教材の内容をそれぞれの地域・学校に合わせた独自の内容に変更して活用している例がある。なお、学校現場での活用が図られるよう、より加工しやすい電子データを同省のホームページに掲載している。</p> <p>(文部科学省)</p>
<p>4 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第 2 次食育推進基本計画における目標の見直し並びに糖尿病予防戦略事業及び 8020 運動推進特別事業の効果の把握（内閣府・厚生労働省）</p> <p>第 2 次食育推進基本計画の目標である「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合」については、目標を見直すことが適当 (内閣府・厚生労働省)</p> <p>また、糖尿病予防戦略事業及び 8020 運動推進特別事業は、中間段階での指標や具体的な活動実績に基づき、事業の効果把握することが適当 (厚生労働省)</p>	<p>第 3 次食育推進基本計画においては「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合」を目標とし、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）のみならず、エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れに起因する、肥満ややせ・低栄養等生活習慣病全般の予防や改善のための食生活の実践状況を把握するとともに、健康寿命の延伸につながる食育を推進することとした。</p> <p>(内閣府・厚生労働省)</p> <p>上記目標については、平成 28 年度において、69.9%であり、32 年度目標(75%)の達成に向けて、食生活指針の普及、食生活改善運動の展開、スマート・ライフ・プロジェクトによる企業との連携等を実施しているところ。</p> <p>(農林水産省・厚生労働省)</p> <p>糖尿病予防戦略事業については、平成 27 年度に実施要綱を改正し、都道府県等が事業実施後、最終的に目標がどの程度達成されたのか評価を行い、厚生労働省に報告するよう見直しを行った。</p> <p>その結果、平成 27 年度に同事業を実施した 49 地方公共団体については、厚生労働省に、効果の達成状況についての報告があり、44 地方公共団体では、おおむね目標を達成しているところ。目標を達成していない 5 地方公共団体に対しては、達成できなかった理由を聴取し、本年度以降に事業を実施する地方公共団体の参考となるよう、情報共有を図っていくこととしている。</p> <p>8020 運動推進特別事業については、学術的な見解も踏まえながら、口腔機能に着目した評価指標を引き続き検討する。</p> <p>また、事業の効果については、都道府県ごとに評価を行うこととし、「よく噛む」ことを目標として、歯科保健指導等を行う成人歯科健診プログラムの受診者の多くに意識の改善がみられたなどの報告を受けている。</p> <p>(厚生労働省)</p>

<p>5 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次食育推進基本計画における目標の測定値の把握方法等の見直し（農林水産省）</p> <p>第2次食育推進基本計画の目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、測定値の把握方法その他適切な見直しを行うことが適当</p>	<p>第3次食育推進基本計画において、農林漁業体験を経験した国民の割合の目標値について、把握する調査の対象が「世帯」の割合であることが明確となるよう見直しを行った。</p> <p>上記目標については、平成28年度において、30.6%であり、32年度の目標（40%）達成に向けて、地域における農林漁業体験機会の提供等を支援する事業等を実施しているところ。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産省）</p>
--	--

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成28年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表13のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表13 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成28年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の点検は、総務省が、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施する租税特別措置等に係る政策評価を客観的・厳格に点検することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的として実施している。平成28年度において、各行政機関（13行政機関）が29年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価は129件^{（注）}（事前評価89件、事後評価40件）であった。</p> <p>事前評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係るもの71件（11行政機関）について重点的に点検を実施し、平成28年10月25日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知し、公表した。</p> <p>具体には、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「適用数等」、「減収額」及び「効果」を設定し、点検を実施した。</p> <p>点検の結果、全ての点検項目において分析・説明の内容が一定水準に達しているものはなかったが、点検の過程で示された各行政機関の補足説明により、一定水準に達した点検項目数は改善しており、政策評価の質が改善した。</p> <p>他方、租税特別措置等の適用数や効果が全く把握・予測されていないなど評価として著しく不十分なもの（要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを含む。）が11件あった。</p> <p>また、それぞれの点検項目に着目すると、多くの評価書において「適用数等」や「効果」に課題があった。</p> <p>指摘した課題の主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適用数の実績が、前回評価時の将来見込みの想定と異なるなど、僅少となっており、効果の分析・説明も不十分である。 ○ 一定の適用実態はあるものの、その効果が目標の達成に十分に寄与し、目標が達成されることが明らかにされていない。 <p>（注）平成28年9月15日までに総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価書であり、共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書の数を除く。</p>

【公共事業に係る政策評価の点検】

公共事業に係る政策評価の点検は、公共事業を所管する各行政機関とは異なる評価専任組織としての立場から、各行政機関が行った公共事業に係る政策評価の実施状況について点検し、評価のやり直しや費用対効果分析マニュアル等の改定等の必要な改善を各行政機関に求めるものである。

平成 28 年度は、各行政機関が行った公共事業に係る政策評価について、管区行政評価局等における現地調査機能を活用した情報の収集・分析を行うとともに、政策評価審議会の委員等の学識経験者の知見^(注1)を活用しながら、3つの観点(①完了後の事後評価の効果的な活用^(注2)、②類似事業の評価のより効果的な実施、③費用便益分析の的確な実施)を設定した上で点検対象を絞り込み、重点的に点検を行った。

点検対象とした政策評価は、2行政機関に係る5事業区分37件(事前評価・再評価18件、完了後の事後評価19件)であり、点検結果を平成29年3月30日に関係行政機関に通知し、公表した。

当該点検では、事前評価・再評価5事業区分18件のうち、5事業区分8件について、個別の指摘を行った。また、費用対効果分析マニュアル等の改定等、事業区分等に共通する延べ11件の指摘を行った。

指摘の主な内容は、以下のとおりである。

- 事業の実態と評価の内容がかい離している。
- 評価マニュアルに沿った便益の算定が行われていない。
- 地域の市場相場を考慮した便益の算定が行われていない。

また、平成27年度点検(平成28年3月28日通知・公表)における指摘に対する関係行政機関の対応状況は、以下のとおりである。

- 個別の評価に係る指摘8件について、評価のやり直しなど全て対応済み
- 事業区分等に共通する指摘13件のうち、評価マニュアルの改定や運用改善など8件が対応済みであり、5件が対応中

(注)1 政策評価審議会(平成28年4月政策評価制度部会に公共事業評価ワーキング・グループを設置)で点検を通じて把握した課題の分析及び改善方策を検討

2 観点①関係は、別途、政策評価審議会政策評価制度部会において改善方策を中間取りまとめ(平成29年3月6日)【前記Ⅱ-3(14ページ)参照】

